

尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要についての変更を表示する図書を、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項の規定において準用する同条第10項の規定により、下記のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年 6月 1日

一宮市長 中野 正康

記

1 縦覧期間

令和8年6月1日から土地区画整理法第103条第4項の公告の日まで  
（土、日曜日、休日、12月29日から1月3日を除く）

2 縦覧時間

午前9時00分から午後5時00分まで

3 縦覧場所

一宮市役所 本庁舎8階 区画整理課